

第5章 各人権課題に対する取組の推進

1 同和問題

(1) 現状と課題

同和問題は、1965（昭和40）年の同和対策審議会答申において、「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」とされ、そして、「その早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である。」と指摘されています。

このことをふまえ、国においては、同和問題の早期解決を図るため、1969（昭和44）年の「同和対策特別措置法」（同対法）の施行以来33年間、3度にわたり制定された特別措置法に基づく特別対策を中心に、関係諸施策を推進してきました。

その結果、特別対策については、概ねその目的を達成できる状況になったことから、「地域改善対策特定事業に係わる国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）は経過措置を含めて、2002（平成14）年3月末をもって終了しました。

市においても、同和問題の解決は行政の責務であるとの認識のもとに、同和問題の解決を市政の重点施策と位置づけ、県、市町村、関係機関等と連携しながら、各分野において積極的に施策を推進してきました。

こうした取組により、生活環境の整備については大きく改善されてきましたが、2000（平成12）年から2001（平成13）年に実施した市民人権意識調査・実態調査の結果をみると、教育や就労の問題など、較差がなお存在しているとともに、差別意識についても結婚に対する意識や悪質な差別落書きなどに見られるように依然として根深いものがあり、同和問題が解決したという状況には至っていません。近年ではインターネットを使った差別表現などの新たな問題も生じてきています。

また、同和問題の解決を妨げている「えせ同和行為」の問題も残されています。

このような状況の中、「地対財特法」失効後の同和問題の早期解決を図るため、県では、2002（平成14）年3月に「同和問題の解決に向けて（基本方針）」を制定し、計画

的に諸施策を推進しています。本市においては、同和対策審議会答申の精神をふまえながら、この基本方針に基づき、同和問題を早期に解決し、人権が尊重された社会の実現をめざす必要があります。

(2) 施策の基本方針

ア 差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進

同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育・啓発については、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果・手法を活かしながら、同和問題を人権問題の重要な柱と捉え、市人権教育振興協議会の活動を通じて積極的に推進します。

市民一人ひとりが、同和問題についての正しい理解と認識を深め、差別のない社会の実現に主体的に取り組むことができるよう、指導者の育成に努めるとともに、参加体験型学習やフィールドワーク等の手法を活用した研修会や講演会の開催、さらに、マスメディア等を活用した効果的な教育・啓発を推進します。

また、各種啓発資料の整備や情報提供の充実に努め、地域に密着したきめ細かな啓発活動の継続的な取組ができるよう、講習会や研修会、地域懇談会等への支援に努めます。

さらに、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止し、県民の基本的人権の擁護に寄与することを目的とした「徳島県部落差別事象の発生の防止に関する条例(1996(平成8)年12月施行)」の周知に努めます。

また、同和問題解決の大きな障害要因となっている「えせ同和行為」に対処するため、法務局等関係機関と連携し、排除に向けた取組に努めます。

イ 自立と自己実現を支援するための取組

同和問題の解決を図るため、関係住民の自主的な努力を支援し、自立と自己実現を阻害している諸要因の解消に努めます。

教育については、基本的生活習慣を確立し、主体的に学習する態度を身につけ、学力の向上を図るとともに、一人ひとりの希望や適正に応じ、自己実現をめざすための進路指導の充実に努めます。具体的には、人権のまちづくり子ども会・進路保障協議会の活動を支援します。

就労については、本人の適性と能力に応じた雇用の促進、職業の安定を引き続き図っていく必要があるため、地域の実情に応じたきめ細かな職業相談や職業能力の開発を行います。

また、企業に対しては、公正な採用による就職の機会均等と人権問題についての正しい理解と認識が必要であることから、就職差別解消のための啓発を行うとともに、公正な採用システムが確立されるようハローワークを通じて働きかけていきます。

生活環境や福祉・保健及び産業等の分野において、残された課題の解決に向けては、一般施策を工夫し、有効に活用してその解決を図ります。

ウ 地域交流を促進するための取組

同和問題の解決を図るためには、広域的な地域の住民が、交流を図ることを通じて相互理解を促進し、その地域が一体となったコミュニティを形成することが有効です。

社会福祉施設である隣保館については、広域的な地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての役割が担えるよう、関係機関と連携して取り組むとともに、関係職員の資質向上のための研修や広報活動等への支援に努めます。

また、社会教育施設である公民館等においても、家庭、学校、地域、関係機関等との一層の連携を図りながら、同和問題の解決に向けた系統的で持続的な取組を推進します。

2 女性

(1) 現状と課題

国際社会において、国際連合は1975(昭和50)年を「国際婦人年」と定め、これに続く10年間を「国連婦人の10年」と位置づけ、女性の地位向上のためのさまざまな運動に取り組みました。わが国では、1977(昭和52)年から1991(平成3)年にかけて、一連の「国内行動計画」に基づきさまざまな施策が推進され、その間、「女子差別撤

廃条約」を採択し、女性の地位向上のための活動を展開してきました。

1999(平成 11)年 6 月から施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、国、地方公共団体、国民のそれぞれが果たす役割が明らかになりました。また、配偶者等からの暴力や職場等におけるセクシュアル・ハラスメントなどの女性に対する暴力も、多くの人々に関わる社会問題であり、重要な人権問題であるとの認識が深まり、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されるなど、法律や制度面でも男女共同参画社会実現のための整備がなされてきました。本市では 2000(平成 12)年に、女性政策の総合窓口として教育委員会生涯学習課に「女性政策室」を新設し、2001(平成 13)年に男女共同参画社会に関する市民意識調査を実施しました。同年、市長を本部長とする「小松島市男女共同参画推進本部」を設置し、2002(平成 14)年には、具体的な男女共同参画の取組の指針となる、小松島市男女共同参画計画「こまつしま^{ひと}女と男のハーモニープラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて推進に努めてきました。

しかしながら、依然として社会には、意識の中にも慣習の中にも「男は仕事、女は家庭」といったような性別による固定的な役割分担が根強く残っており、さまざまな分野で男女平等が実現されていると言えない状況にあります。

今後も、男女が互いの基本的人権を尊重し、対等な社会の構成員として、自らのもてる能力を發揮し活躍できるよう、「男女共同参画社会基本法」や「こまつしま^{ひと}女と男のハーモニープラン」に基づき、男女共同参画社会の早期形成をめざす必要があります。

(2) 施策の基本的方向

ア 男女共同参画社会実現への促進

市の審議会等委員への女性の参画拡大を一層推進するとともに、市職員の男女共同参画を促進するため、女性職員の管理職への登用、職員研修の実施及び女性の職域の拡大を推進します。

また、講座・セミナー等を開催することにより、女性のエンパワメントを促進し、リーダーとなる人材を養成します。

イ 個人の尊重と男女平等意識の定着

男女平等及び人権尊重の意識が定着すること並びに男女共同参画に関する意識が深まることをめざして、家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野において、教育・啓発活動の充実を図ります。

女性の人権が尊重される性教育や健康・医療に関する正しい認識の啓発に努め、さらに性の商品化や夫・パートナーからの暴力を防止する環境づくりを推進し、相談機能の充実や保護救済を関係機関と連携して努めます。

ウ 雇用の分野における男女共同参画

男女の雇用の機会均等と平等な待遇などの就業条件の整備を関係機関と連携して広報・啓発に努め、企業に周知・徹底します。また、働く女性、共働き世帯が安心して子育てができる保育サービスの充実や学童保育の支援など、仕事と子育て等が両立するための環境整備を図ります。

一方、職場におけるセクシュアル・ハラスメントをなくすための体制や相談事業の推進を県や関係団体とともに努めます。

3 子ども

(1) 現状と課題

子どもは一人の人間として社会から尊重されるべき存在です。近年、子どもを取り巻く環境は、消費型社会の変化、少子化の進行、都市化や核家族化、共働き家庭の増加などにより急激に変化しています。そういった変化が、家庭や地域社会の子どもたちを育てる機能を低下させ、さらに有害情報の氾濫や性の商品化などによって子どもを取り巻く環境をますます悪化させております。

家庭では、過保護、過干渉、放任、児童虐待等の問題が生じています。地域社会においては、地域住民の相互教育作用が低下し、また近所の友だちと自然の中で遊ぶことが減り、人とふれあう機会や人間関係づくりを学ぶ経験が不足しております。

学校では、「教育は人なり」といわれるように教職員の果たすべき役割は極めて重要です。しかし、多様な教育課題を抱える中で、時として一人ひとりの子どもたち

の問題を見落とすことがあります。また、不登校やいじめ、中途退学、問題行動などもまだまだ解決できない状況にあります。

さらに、インターネット情報、営利主義化等による有害な図書やテレビ、ビデオ等が子どもへ悪影響を与えています。

また、不審者や身近な人によって幼い命が奪われるという、痛ましい事件が後を絶ちません。

このような状況にある子どもたちの健全な発達と成長を助けることや、安全性が大きな課題となっており、子どもに対するあらゆる暴力の排除や、いじめ問題の早期解決に向けた推進体制の強化・充実に努めるとともに、「次世代育成支援対策推進法」に基づく、本市の行動計画に沿って、家庭、学校、地域、職場、関係諸機関、行政等が連携し社会全体で、子どもが健やかに成長する権利を擁護していく取組を推進する必要があります。

(2) 施策の基本的方向

ア 「児童の権利に関する条約」の理念の周知とその具体化

「児童の権利に関する条約」の理念は、子どもの健全な成長を保障する基盤としての柱であり、周知と具体化に努めます。子どもたちが差別や権利の侵害を受けることなく、一人の人間として人権が最大限に尊重されるよう啓発活動を推進していきます。

そのため、学校においては、子ども一人ひとりの人格を認め、人権を尊重した教育や学校運営を行います。また、保護者や地域と連携しながら、子どもたちが主体的に取り組む活動を地域全体で支え、地域に根ざした人づくりを進めていきます。さらに、公民館等の社会教育施設を利用した活動の充実に努めます。

家庭においては、すべての子どもの人権が尊重される養育が行われ、家庭が安心できる場所であるよう、また、互いに支え合う豊かな家庭生活が送れるよう啓発に努めます。

イ いじめや不登校等の問題に対する取組

いじめや不登校等の問題は子どもの人権に関わる重大なものであり、早急に解決しなければなりません。子どもにとって学校は勉学と社会生活の場であり、一人ひ

とりの人格が認められる場でなくてはなりません。このため、学校教育においては子どもたちが生きる力を育めるような教育内容を創造するなど、一人ひとりが生き生きと活動できる学校づくりに努めます。

また、研修を通じて教職員の資質の向上と生徒指導体制の充実を図るとともに、学ぶ喜びや目標達成の成就感をあげさせるカリキュラムを編成するなど、生涯学習の基礎を培えるよう家庭、学校、地域社会と連携し体制整備に取り組み、これらの問題の解決に全力を傾注します。

そして、学校に行きたくても行けない児童生徒や悩みを抱える児童生徒のために教育相談体制を整え、子どもたちが、「自分づくり」を行い、自己実現を図ることができるように支援を進めます。

ウ 児童虐待防止の取組

児童虐待は近年増加の一途にあり、抵抗できない幼い児童にとって計り知れない苦痛と傷を負わせるものです。このことから、「児童虐待の防止等に関する法律」の周知とともに、児童虐待の発生予防、早期発見、早期援助及び再発防止を行うための体制づくりに努めます。

市における相談支援体制の充実・強化を図るとともに、児童相談所、児童福祉関係、青少年健全育成センター、保健所、教育関係機関等で組織する地域支援ネットワークを形成し、適切な連携により、児童の保護に努めます。

学校教育においては、家庭、地域の関係機関と密接な連携を図りながら児童虐待の防止に努めます。また、子どもたち相互、子どもたちと教職員の望ましい人間関係づくりを図りながら、子どもたちの心のサインを見逃さないように努めます。

エ 健やかな成長への取組

今日の子どもを取り巻く現状と課題は、学校（園・所）のみでは対応しきれない変化と諸要因があり、家庭、地域社会、関係諸団体との連携や啓発等の取組を進めなければなりません。

子どもたちが、自立をはかり、個性や能力をいかんなく発揮し、人権尊重の精神や国際性を育むことのできる環境を整備することが急務となっています。このような認識の上に家庭、学校（園・所）、地域社会、職場、関係諸団体それぞれが緊密な

連携を図り、環境や福祉等のボランティア活動、自然とのふれあい等自主的、主体的な活動を促進し、豊かな人間性をもつ子どもたちの育成に努めます。

また、学校における教育相談体制の整備や研修による教職員の資質の向上、さらに保護者や各種機関とも連携を図る取組を推進します。児童相談所、福祉事務所、青少年健全育成センター、保健所等においてもプライバシーの保護に努めながら子育てと人権尊重をめざし、連携を強化します。

4 高齢者

(1) 現状と課題

わが国の高齢者人口は、年々増加の一途をたどり、2004(平成16)年10月1日現在の高齢化率(全人口に占める65歳以上の人口割合)は19.5%となっており、11年後(2015(平成27)年)には26.0%になると推計されています。

特に、独居高齢者や高齢者のみの世帯が増える中で、寝たきりや認知症の高齢者が急速に増加することに伴い、要介護状態になって介護を必要とする人も多くなり、介護の期間も長くなってきています。

本市の高齢化率は、2006(平成18)年2月1日現在で23.1%、独居高齢者や高齢者のみの世帯といった高齢者世帯も全世帯のおおよそ2割を占め、高齢化地域になっています。

このような社会的背景の中、高齢者ができるかぎり要介護状態になることなく、健康でいきいきとした生活を送ることを支援するために、2000(平成12)年4月に介護保険制度が施行されました。

介護保険制度は、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、「自立支援」をめざすものであり、その根底にあるのは、「尊厳の保持」です。

現在、本市では、高齢者の多様なニーズに対応するため、保健・介護予防サービスをはじめ、介護保険サービスの具体的な目標や生きがいづくり等の方針をまとめた「小松島市新老人保健福祉計画」及び「第2期介護保険事業計画」に基づき、サービス提供体制の整備に努めています。

しかしながら、一部で顕在化する高齢者に対する身体的、精神的虐待への対策と

認知症高齢者の財産管理や身上監護等を支援するための権利擁護が必要となってきました。

高齢者の尊厳を保持する支援の確立のために、介護予防とリハビリテーション(本来の意味は、「権利・資格・名誉の回復」)の充実が求められています。

このような高齢化に伴う諸問題に対応するため、すべての高齢者が健康で生きがいと尊厳を持って、積極的に参加することができる地域社会づくり、高齢者と介護者を地域社会全体で支援する体制づくりという目標の実現に向けての取組に努める必要があります。

(2) 施策の基本的方向

ア 意識改革

高齢者がこれまで果たしてきた役割や功績に対し、高齢者への敬老意識等の醸成を図るとともに、高齢社会が抱える問題に関する理解を深め、地域社会全体で高齢社会を支えるための意識の啓発に努めます。

イ 権利擁護

増えることが見込まれる認知症高齢者等の財産管理や身上監護などの権利を擁護するための地域福祉権利擁護事業、成年後見制度といった制度の周知を図るとともに、利用するにあたっての支援体制の充実を図ります。

ウ 保健福祉サービスの充実

高齢者が住みなれた地域で安心していきいきと自立した日常生活を送ることができるよう、支援に必要なサービスを提供するための体制の整備に努めます。

5 障害者

(1) 現状と課題

2003(平成15)年4月に施行された支援費制度により、障害者を取り巻く環境は大きく変わりました。福祉サービスの利用に関し、それまでの行政がサービスの利用

者を特定し、サービスの内容を決定する「措置制度」から、ノーマライゼーションの理念のもとに、利用者本位の考えに立ち、事業者との対等の関係に基づき、サービスを利用する障害者自らが利用したいサービスを選択し、契約によってサービスを利用することになりました。

これは、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現をめざすものです。

また、障害のある人々に対し、その障害を可能な限り回復治癒させ、残された能力を最大限に高め、身体的、精神的、社会的な自立能力向上と社会参加を促進するため、リハビリテーションの推進が求められています。

このような中、2004(平成16)年6月に一部改正された「障害者基本法」は、基本理念として、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことが加えられ、障害者に対する差別が法律上も明確に禁止されました。

本市においても、こうした障害者を取り巻く状況の変化と多様なニーズに対応するため、2005(平成17)年3月に新たな視点を盛り込んだ「こまつしま障害者プラン」を策定し、障害者施策の推進を図っています。

しかしながら、このような取組にもかかわらず、障害があることによる差別や偏見は、日常生活においてハード、ソフトの両面にわたって未だ散見されます。

これを解消するため、人権を尊重しつつ、建物、移動、情報、制度、慣行、心理など、「生活環境のバリアフリー」、「心のバリアフリー」を強力に推進する必要があります。

(2) 施策の基本的方向

ア 啓発活動の推進

障害や障害のある人に対する偏見、無理解といった「心のバリア」を取り除くため、継続的に啓発・広報活動を展開し、「地域の支え合い」意識の醸成に努めます。

イ 交流の場の充実

障害のある人の入所施設や作業所等での入所者や利用者との交流、また各種催しを通じて障害のある人との交流の場を得ることができるよう、交流機会の創出に努

めます。

ウ 教育の充実

障害や障害のある人に対する理解を深めることができるよう、小・中学校での福祉教育、また社会教育における各種講座の中に、福祉教育のプログラムを積極的に取り込むよう努めます。

6 外国人

(1) 現状と課題

情報化社会の加速化、交通網の発達により、世界には遠くて近い国がますます増えています。人、物、金、文化、情報等の交流が海を越えて広がり、他国との相互依存関係もさらに深まっています。

そして、国際交流の活発化に伴い、アジア諸国を中心に多くの国からさまざまな人々が来られ、隣人として生活を共にする機会が増えています。それらの人々の中には、留学や就労等により一時滞在するだけでなく結婚等により永住する人も多く含まれています。また、わが国の歴史的経緯に由来して在住する人々も多くいます。

しかしながら、現実には、外国人であるがゆえの偏見や差別が生まれたり、言語、文化、習慣等の違いから相互理解がまだ十分ではなく、住居、労働、福祉、医療、教育等のさまざまな分野でトラブルが起こったりすることもあります。

このような課題を解決するためには、異なる国籍・文化的背景をもった人々が、さまざまな文化や違いを認め合いながら、公平で人権を尊重する地域社会をつくる必要があります。

(2) 施策の基本的方向

異なった文化や習慣をもつ人々に偏見や排除意識を持たず、自然に交流し、共に生きていくための資質の向上を図るため、国際理解教育を推進し、人権尊重の意識高揚に努めます。

来市する人、在住し生活する外国人が日々の生活を安心して過ごせるように住居、

労働，福祉，医療，教育等の分野で生活情報や啓発パンフレットの作成など情報提供に努め，交通案内・防災案内等標識に可能な限りの外国語を併記し，暮らしやすい環境づくりを進めます。

また，学校教育においては，在日韓国・朝鮮人の人たちが日本で暮らすことになった歴史的経緯や社会的背景が正しく理解されるように努め，外国籍の児童生徒に対して，わが国の言語や文化の習得に配慮するとともに，民族性等を尊重した教育を進めていきます。

7 HIV感染者・ハンセン病患者等

(1) 現状と課題

医学的に見て不正確な知識や思い込みにより，感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ，患者，元患者のみならず，その家族に対するさまざまな人権問題が生じています。感染症については，まず，医学的な対応が不可欠であることは言うまでもありませんが，それとともに，感染症及び感染者，患者や元患者，家族等に対する偏見や差別意識の解消など，人権に関する配慮が必要です。

ア HIV感染者等

国内の状況を見ると，ヒト免疫不全ウイルス(HIV)の感染者及びHIV感染者の発病後の状態であるエイズ患者に対しては，医療の拒否，就職や入学の拒否，解雇等の問題が発生しています。しかし，HIV感染症は，その感染経路が特定されているうえ，感染力もそれほど強いものでないことから，正しい知識に基づいて日常生活を送る限り，いたずらに感染を恐れる必要はなく，近年の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり，症状を緩和させたりすることが可能になってきています。

このような状況をふまえ，すべての人の生命の尊さや，生存することの大切さを広く市民に伝えるとともに，HIV感染者等に対する偏見や差別意識をなくすための教育・啓発を行う必要があります。

イ ハンセン病患者・元患者等

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立しています。また、遺伝病でないことも判明しています。したがって、ハンセン病患者を隔離する必要性は全くないものですが、従来、わが国においては、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから隔離政策が採られてきました。

また、昭和 30 年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白になった後も依然として改められることはありませんでした。

1996(平成 8)年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく隔離政策は終結することとなりましたが、療養所入所者の多くは、家族や親族との関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ない状況、さらには、入居拒否などの差別や嫌がらせにより社会復帰が困難な状況にあります。

1998(平成 10)年 10 月に公布された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」においては、こうした過去の苦い事実を重く受け止め、これを教訓として感染症の患者等の人権に十分な配慮を払うこととされています。

また、2001(平成 13)年 5 月 11 日、ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める下級審判決が下され、これが契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて明らかにされ、国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や、名誉回復及び福祉増進等の措置が図られつつあります。

このような状況をふまえ、すべての人の生命の尊さや、生存することの大切さを広く市民に伝えるとともに、ハンセン病患者及び元患者に対する偏見や差別意識をなくすための教育・啓発を行う必要があります。

(2) 施策の基本的方向

あらゆる感染症患者やその家族等に対する偏見や差別をなくしていくためには、正しい知識と理解を深めていくことが最も重要であることをふまえ、あらゆる機会を通じて次のような普及・啓発活動を進めていきます。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」をふまえ、疾病に関する正しい知識の普及、感染予防の知識の普及・啓発活動に積極的に取り

組みます。

エイズ患者やH I V感染者に対する偏見や差別意識を解消し，H I V感染症及びその感染者等への理解を深めるために，普及・啓発活動に積極的に取り組みます。

専門的知識に基づく保健指導等の相談体制の充実に努めます。

8 犯罪被害者等

(1) 現状と課題

殺人，傷害，性犯罪などの犯罪の被害者やその家族は，心身に痛手を負ったり，家族が死亡したりするなど悲しい思いをしています。

このような人々が増加の傾向にあり，近年では監禁事件，自己中心的な犯罪や無差別殺人等の多発化により，被害者救済への社会の関心が高まっているところです。

このような被害者への理解と協力が必要であり，さらに自立支援への体制整備が求められているところであります。犯罪被害者やその家族は，犯罪行為により生命や身体，財産に対して直接的な被害を受けるだけでなく，事件に遭ったことにより精神的ショックを受け，その後の日常生活に支障を来したり，医療費の負担や失業・転職等によって経済的に困窮する場合があります。

また，捜査や裁判の過程で精神的負担や時間的負担を感じたり，近隣の噂話やマスメディアの取材，報道等により被害後に新に生ずるさまざまな問題に苦しめられるケースも認められます。

このような実態をふまえ，1996(平成8)年2月に警察庁から「被害者対策要綱」が示され，全国の警察では総合的な犯罪被害者等への支援対策に取り組んでいます。

また，犯罪被害者等に対する支援を求める社会的な気運の高まりを受けて，「犯罪捜査規範」の改正，「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の制定，「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」の20年ぶりの全面的改正や「犯罪被害者等基本法(2004(平成16)年12月成立)」の制定など，次々と犯罪被害者等の権利や利益を保護するための制度の整備がなされてきました。

県内においても，1999(平成11)年6月に副知事を長とする県犯罪被害者支援連絡

協議会を立ち上げ、支援の輪を広げるとともに、警察本部内に犯罪被害者相談所を設けて被害者等からの相談に応じたり、必要によりカウンセリングを実施するなど、犯罪被害者等の立場に立った諸施策を推進しています。

しかしながら、犯罪被害者等のニーズは実に多様であり、犯罪被害者等が安全で安心な生活を送ることができるようにするためには、社会全体で犯罪被害者等を支えていく気運を醸成するとともに、支援体制の整備や充実を図る必要があります。

(2) 施策の基本的方向

犯罪被害者の増加を抑止し人権が尊重される心の教育と啓発を進め、各機関と連携しながら自立支援に努めます。

市民一人ひとりが犯罪被害者等の人権に配慮した社会の実現をめざし、犯罪被害者等への理解を深めるための教育・啓発を推進します。

9 刑を終えて出所した人等

(1) 現状と課題

刑を終えて出所した人、執行猶予の判決を受けた人、非行を犯し保護観察処分を受けた人などが、社会の一員として立ち直ろうとしていても、地域社会において根強い偏見や差別意識があることから、就職に際しての差別や住居等の確保が困難であるなど、更生への妨げや人権が損なわれる恐れがあります。

また、これらの人の家族の人権が侵害されることもあります。

(2) 施策の基本的方向

犯罪や非行を犯した人が更生するには、本人の強い意志や行政機関の働きかけのみならず家族や職場、学校、地域社会など周囲の人たちの理解と協力により、その立ち直りを支えることが大切です。

このため、犯罪や非行を犯した人への差別や偏見の解消をめざし、関係機関や保護司会などの更生保護を目的とする関係団体と連携・協力して教育・啓発の推進に

努めます。

10 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットの普及で、電子メールの利用やホームページによる情報の送受信が簡単にできるようになり、私たちの暮らしは格段に便利になりました。

このインターネットは、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信や、電子掲示板のような不特定多数の利用者の間で行われる情報の送受信などが行われています。

しかしながら、これらはいずれも匿名による情報発信が可能であり、また、簡単に情報発信が出来てしまうため、さまざまな問題が発生しています。なかでも、特定の個人を誹謗中傷する表現や、差別を助長する表現、未成年被疑者の実名や顔写真の掲載などの人権を侵害する情報の発信あるいは暴力や卑わい情報などのいわゆる有害情報の発信が行われているのも事実です。

このため、国において、2002(平成14)年5月、インターネット等において権利の侵害が発生した場合における、プロバイダー等による敏速かつ適切な対応を目的に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダー責任法)が施行されました。

しかしながら、インターネットによる人権侵害を防止するためには、プロバイダー等が適切な対応を講じるとともに、利用者がその責任等を十分に自覚することが必要です。

(2) 施策の基本的方向

ア 情報モラルの向上に向けた取組

「プロバイダー責任法」の趣旨等をふまえ、国・県等と連携しながら、プロバイダー等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を求め、有害情報への適切な対応を促すとともに、利用者一人ひとりが情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解が深められるよう啓発活動を推進します。

イ 学校における情報教育

インターネットによる人権侵害の発生を未然に防ぐため、情報に関する教育をはじめ、総合的な学習の時間など、さまざまな学習機会をとらえ、インターネット上の違法・有害情報やネットワーク犯罪への対応方法、知的所有権やプライバシー保護のあり方等についての学習を推進します。

また、情報教育を通じて、溢れる情報の中から正しい情報を主体的に判断できる能力の育成や、情報化の影の部分についての理解を深め、確かな人権感覚に基づく情報モラルを身につけさせるよう努めます。

11 アイヌの人々

(1) 現状と課題

アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、固有の言語であるアイヌ語や、自然との共生を基本とした信仰や風俗習慣、ユーカラなどの口承文芸など独自の文化や伝統を発展させてきました。

しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配や、明治維新後の北海道開拓の過程における同化政策などにより、今日では十分な保存や伝承が図られているとはいえない状況にあります。

また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、これまでの北海道ウタリ福祉対策の実施等により着実に向上してきているものの、アイヌの人々が居住する地域においては、他の人々との較差がなお認められるほか、結婚・就職等における偏見や差別の問題が根強く存在している状況にあります。

1997(平成9)年5月、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るとともに、わが国の多様な文化の発展に寄与することを目的とした「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ新法)」が制定され、現在、アイヌの人々に関する総合的かつ実践的な研究、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及・啓発を図る施策が推進されているところです。

(2) 施策の基本的方向

アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るため、その独自の文化や伝統に対し、正しい理解と認識を深める教育・啓発を推進します。

12 さまざまな人権問題

(1) 現状と課題

現在の日本の社会には、これまで述べてきた人権課題のほかにも、地域の特性や社会情勢を背景にしたさまざまな新しい人権問題があり、個人や社会への人権意識の浸透と高揚にともない、今後も増加するものと思われます。

長引く経済不況の影響を受けての「ホームレスの人々」の問題、「同性愛の人々」や「性同一性障害の人々」等の「セクシュアル・マイノリティー」に関する問題があります。

(2) 施策の基本的方向

「ホームレスの人々」の問題及び「セクシュアル・マイノリティー」に関する人権問題などについては、積極的に啓発に取り組み、国や県の動向を注視するとともに申し入れや働きかけを強く行っていきます。